

第23回全国障害者スポーツ大会個人競技出場選手募集要綱

1. 趣 旨 第23回全国障害者スポーツ大会福岡市選手団編成にあたり、個人競技出場選手を募集するもの。
2. 派遣元 福岡市
3. 大会名 第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024全国障害者スポーツ大会」
4. 開催期日 令和6年10月26日（土）～28日（月）
5. 派遣日程 令和6年10月24日（木）～29日（火） 5泊6日
6. 開催場所 佐賀県（佐賀市・伊万里市ほか）
7. 募集種目 **陸上競技**（身体・知的）・**水泳**（身体・知的）・**アーチェリー**（身体）・**卓球（STTを含む）**（身体・知的・精神）・**フライングディスク**（身体・知的）・**ボッチャ**（身体）・**ボウリング**（知的）
8. 募集人数 36名（予定）
9. 参加資格
 - 1) 令和6年4月1日現在で、13歳以上の下記①～③の障がい者
 - ①身体障がい者は、身体障害者手帳の交付を受けた者
ただし、内部障がい者は、膀胱直腸機能障がい者のみ
 - ②知的障がい者は、療育手帳の交付を受けた者、あるいはその取得の対象に準ずる障がいのある者
 - ③精神障がい者は、精神保健福祉手帳の交付を受けた者または、「自立支援医療（精神通院）受給者証」取得者（通院証明書をを用いての証明対応は廃止）
 - 2) 福岡市内に現住所（住民票のある地）を有すること。ただし、福岡市外に現住所を有する者は、福岡市内の施設や学校等に入所及び通所、並びに通学していること
 - 3) 原則、令和5年度に開催された福岡市障がい者スポーツ大会等（予選会に位置付けられている大会）に出場していること。ただし、諸般の事情で未出場の場合は、他大会等の記録をもって申し込むことができる。
 - ①福岡市障がい者スポーツ大会
 - ・陸上競技大会
 - ・フライングディスク競技大会
 - ・福岡障がい者水泳記録会
 - ・障がい者卓球まつり（一般卓球・サウンドテーブルテニス）
 - ・博多っ子杯インドア・アーチェリー大会
 - ・福岡市ボッチャ大会
 - ②福岡都市圏障がい者ボウリング大会

10. 申込期間 **令和6年3月13日（水）～4月30日（火）**
※書類選考の後、5月末に選考結果を送付予定
(推薦書：推薦した所属長宛に送付・申込書：申込者本人宛に送付)
11. 申込方法
- 1) 施設、特別支援学校・学級、手をつなぐ育成会等に所属する方（サークルやクラブは含まない）は、各該当団体を通して下記宛に郵送または持参にて申し込むこと。 《様式A（推薦書）・事前調査票・参加同意書》
 - 2) 上記以外の方（一般企業で就労されている等）は、所定の申込用紙（ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、下記宛に郵送または持参にて申し込むこと。
《様式B（申込書）・事前調査票・参加同意書》
 - 3) 日程が5泊6日と長期にわたるので、職場の休暇等を確認の上申し込むこと。
原則、5泊6日の参加が可能であること。
12. その他
- 1) 福岡市代表選手に選ばれた者は、各競技で行われる強化練習等に積極的に参加すること。また、福岡市選手団としての自覚をもって行動すること。
 - 2) 派遣期間中の交通費は派遣元で負担するが、強化練習等への交通費は各選手の負担とする。
 - 3) 福岡市代表選手には、選手団ユニフォーム（ジャージ上下・帽子・Tシャツ）を支給する。
 - 4) 競技によっては競技用ユニフォーム（指定）を購入することがある。その際は、選手の半額負担とし、各競技で使用する用具（靴・ラケット・アイマスク等）については、各選手で準備すること。
 - 5) ボッチャ競技は立位と座位のペア構成とし、競技方法はペア戦となる。
ペア構成は、選考委員会で決定する。
 - 6) 感染症や天候によっては、大会の中止や派遣の中止の可能性もある。
 - 7) 申込状況等によっては、派遣しない競技もある。
 - 8) 療育手帳または精神保健福祉手帳を所持していない方で、その取得の対象に準ずる障がいのある方については、大会事務局が指定する証明書類を提出すること。
 - 9) 選手の決定については、5月末に選考委員会で決定する。福岡市代表選手に決定した選手は「種目決定及び選手顔合わせ」に必ず参加すること。
詳しい時間等については選考結果通知で案内する。
【日程】6月14日（金）夕方から 福岡市市民福祉プラザ内
- 10) 今大会は競技場敷地内完全禁煙で実施する。（大会事務局からの通達あり）
13. 申込み
問合せ先 福岡市障がい者スポーツ協会（平日9時～17時半まで） 担当：小城（おぎ）
〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階
TEL 781-0561 FAX 781-0565
URL <https://www.suporeku-fuku.com/>

全国障害者スポーツ大会個人競技福岡市選考基準

令和3年2月10日改正

I. 目的

本基準は、「全国障害者スポーツ大会」の個人競技について、福岡市からの選手派遣を選考する際に用いるものである。

II. 選考基準

1. 出場選手は、原則として強化指定選手の中から選考する。
2. 前年度に実施された、福岡市障がい者スポーツ大会等に出場した者の中から成績を考慮して選考する。予選会が実施されなかった場合はこの限りではない。
3. 全国障害者スポーツ大会・全国身体障害者スポーツ大会・ゆうあいピック大会未経験者の出場にも配慮し選考する。
4. 再出場者は、過去の全国大会への出場経験又は、選手団全体の障がい種別、性別、年齢等のバランス等を考慮して選考する。
5. 連続出場は、その年の競技団体が主催した全国大会等において好成績（大会記録以上、又はそれに近い記録）を残した者について考慮する。
6. 団体、クラブ等で熱心に活動に取り組み、将来的にリーダーとして障がい者スポーツの振興に寄与する者。
7. 年間を通じてスポーツを継続的に行い、各種大会に積極的に出場している者。

III. 出場資格（全国障害者スポーツ大会要綱より）

1. 毎年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者並びに知的障がい者、精神障がい者。
身体障がい者 / 身体障害者手帳の交付を受けた者。
（含内部障がい：ぼうこう直腸機能障がいのみ）
知的障がい者 / 療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
精神障がい者 / 精神保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
2. 福岡市内に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、福岡市外に現住所を有する者は、福岡市内の施設や学校等に入所及び通所並びに通学していること。
3. 団体競技に出場する選手は、個人競技には出場できない。

IV. 選手選考方法

推薦や公募等で選考対象となった者の中から、上記(II.)および(III.)の条件を満たした者を選考委員会で審議し決定する。

V. 強化指定選手育成制度

次年度以降の大会出場選手を育成するために、強化指定選手育成制度を設ける。強化指定選手については、選考委員会にて選出する。強化指定選手に選ばれた者は福岡市選手団の強化練習会や協会指定の教室等に参加し競技力向上を図る。

VI. 選手団派遣介護役員（監督・コーチ）選考基準

- ①監督については、継続してその競技に携わっている者の中から選出する。
- ②役員構成は、出場選手の障がいの程度および選手の構成を考慮して選出する。
- ③障がい者スポーツ等の関係者や、（公財）福岡市スポーツ協会の競技団体等の指導者からも選出を行い、障がい者スポーツの理解者を増やしていく。

VII. 予選会として実施される福岡市障がい者スポーツ大会等

- ①福岡市障がい者スポーツ大会
 - 1) 陸上競技大会
 - 2) フライングディスク大会
 - 3) 障がい者水泳記録会
 - 4) 障がい者卓球まつり（一般卓球・サウンドテーブルテニス）
 - 5) 博多っ子杯インドア・アーチェリー大会
 - 6) 福岡市ポッチャ大会
- ②福岡都市圏障がい者ボウリング大会

<別表1>第23回全国障害者スポーツ大会競技・種目

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

年齢区分については 令和6年4月1日現在		【身体・内部障がい者】 1部 39歳以下 2部 40歳以上		【知的障がい者】 少年 13～19歳 青年 20～35歳 壮年 36歳以上		区分 番号	障がい区分	競走						跳躍			投てき					
								50m ※2	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム ※1	4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーントッグ投
肢体 不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎									◎	◎	◎	◎	◎			
			2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎					◎※4			▲	◎	◎						
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎								▲	◎	◎						
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎										◎	◎	◎	◎	◎		
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎										◎	◎	◎	◎	◎		
			6	両下腿切断	◎	◎										◎		◎	◎	◎		
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎											◎		◎	◎	◎		
			8	両大腿切断または、両下肢完全														◎	◎	◎		
		2	脳原性麻痺 以外で車いす 常用、使用	体幹	9	体幹 ※3	◎	◎									◎	◎	◎	◎	◎	
	10				第6頸髄まで残存	◎	◎					◎									◎	
	11				第7頸髄まで残存							◎										◎
	12				第8頸髄まで残存		◎※4	◎※4		◎※4	◎※4	◎							◎	◎	◎	
	13				下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎									◎	◎	◎	
	14				下肢麻痺で座位バランスあり					◎	◎※4								◎	◎	◎	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等)	体幹	15	その他の車いす		◎※4	◎※4		◎※4							◎	◎	◎			
				16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎									◎	
				17	けって移動	◎						◎										◎
				18	片上下肢または片上肢で車いす使用	◎						◎							◎	◎		
				19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎						◎	◎	◎		
				20	その他走不能														◎	◎	◎	
				21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎				◎					◎	◎	◎	◎	◎	
	4	電動車いす常用	22	その他走可能	◎	◎	◎			◎					◎	◎	◎	◎	◎			
			23	電動車いす常用							◎										◎	
視覚障がい※5	聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく機能障がい	知的障がい	24	視力0から0.01まで※6	◎	◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎			
			25	その他の視覚障がい	◎	◎	◎		◎	◎				▲	◎	◎	◎	◎	◎			
内部障がい	知的障がい	知的障がい	26	聴覚障がい	◎	◎	◎		◎	◎				▲	◎	◎	◎	◎				
			27	知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎				
			28	ぼうこう又は直腸機能障がい	◎					◎				◎	◎		◎	◎				

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障がい）が該当する。
ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない。

※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※6 障がい区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

【注】競争競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障がい区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

2. 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部 △男女混合・年齢区分なし

年齢区分については 令和6年4月1日現在			自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		フリーリレー 4×50m ※1	メドレーリレー 4×50m ※1			
			25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m					
【身体・内部障がい者】 1部 39歳以下 2部 40歳以上		区分番号	障がい区分												
【知的障がい者】 少年 13～19歳 青年 20～35歳 壮年 36歳以上															
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
	2	下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎				
	3	上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎				
			11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎				
	4	体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
2			脳原性麻痺 以外で 車いす常用	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎					
				14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
				15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○						
3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等)	17	四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎							
		18	両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
		19	片側障がい片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎					
		20	その他の片側障がい走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
		21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
視覚障がい※2	23	23	視力0から0.01まで※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
		24	その他の視覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく機能障がい	25	聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○					
知的障がい	26	知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△		

※1 フリーリレー、メドレーリレーは男女混合とする。

※2 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3 障がい区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

3. アーチェリー

●男女別

	区分番号	障がい区分	リカーブ		コンパウンド	
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1 第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2 その他の車いす	●	●		
	切断・機能障がい	3 上肢障がい	●	●		
		4 下肢障がい (いす、車いす使用を含む)	●	●		
			5 体幹	●	●	●
	6 脳原性麻痺(椅子、車いす使用を含む)	●	●			
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく機能障がい	7 聴覚障がい	●	●			
内部障がい	8 ぼうこう又は直腸機能障がい	●	●			

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4. 卓球

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

	区分番号	障がい区分	卓球	STT	
肢体不自由	1	上肢障がい			
		2 両上肢障がい	◎		
		下肢障がい	3 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4 片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5 片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
	6 体幹	◎			
	2	7 第8頸髄まで残存※1	◎		
		8 座位バランスなし	◎		
		9 その他の車いす	◎		
	3	10 車いす使用	◎		
		11 杖または、松葉杖使用	◎		
		12 上肢に不随意運動あり	◎		
		13 上肢に不随意運動なし	◎		
		14 片側障がい	◎		
視覚障がい※2	15 アイマスク・アイシェード有り※3		◎		
	16 アイマスク・アイシェード無し	◎			
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語機能障がい・そしゃく機能障がい	17 聴覚障がい	◎			
知的障がい	18 知的障がい	◎			
精神障がい	19 精神障がい	●			

※1「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3障がい区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5. フライングディスク

◇区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由	◇	◇	●	●
視覚障がい				
聴覚障がい				
知的障がい				
内部障がい(ぼうこう又は直腸機能障がい)				

6. ボウリング

知的障がい者で男女別、年齢区分別に実施する。

7. ボッチャ

△男女混合・年齢区分なし

		区分 番号	障がい区分・解説	競技スタイル		
				立位	座位	
肢体 不自由	1	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全 【解説】「多肢切断」とは、上肢・下肢の四肢のうち三肢以上を切断し義足等を使用して立位で競技する者 「両下肢完全」とは、脳原性麻痺以外で両側の股・膝・足関節全てに機能障がいがあり、長下肢装具を使用して立位で競技する者 「不完全」とは、脳原性麻痺以外で両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障がいおよび両側の股・膝・足関節のうち	△		
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		△
			3	第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		△
			4	第8頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で、指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		△
			5	多肢切断 【解説】上肢・下肢の四肢のうち三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		△
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用 【解説】脳原性麻痺により四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者		△
			7	けって移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		△
			8	片上下肢で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		△
			9	その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	△	
	4		10	電動車いす常用 【解説】四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分2～8及び10）で、投球はできるが車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを1名、投球することが困難でランプを使用して競技をする者にランプオペレーターを1名認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機しても良い。

※「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。